

こんなことに困っていませんか

今の環境・まちなみを
守りたい

活力のある
まちにしたい

美しく緑豊かな
まちにしたい

狭い道路を
何とかしたい

ルールをつくることができます

○まちで困っていることを解決するためのルール、まちの将来像にあったルールをみなさんでつくることができます。
○市はみなさんのまちづくりを支援します。

こんなルールがあります

地区計画

魅力的なまちづくりに向け、道路・公園、建物・敷地、緑などのルールを作ります。

市で運用します。

景観まちづくり市民協定

良好なまちづくりに向け、幅広く景観やまちなみについてのルールを作ります。

地域と市で運用します。

田園まちづくり

北部地域の活性化に向け、建物・敷地などのルールを作ります。

地域と市で運用します。

道路整備協定

地域の防災機能等の向上に向け、狭い道路を拡げるためのルールを作ります。

地域と市で運用します。

ルールづくりの流れ

1. 思い立つ

まちで困っていること、やりたいことを見つけます。
※市でも相談を受付けています。



2. 組織づくり

組織を立ち上げるメンバーを集め、組織の決まりごとを検討します。
※主に活動助成を受ける際に組織が必要となります。



3. 勉強会・ルールづくり

勉強会や研修会、まちあるきなどを経て具体的な計画・ルールをつくります。
※市は都市計画の専門家を派遣し、ルールづくりを手助けします。



4. ルールの完成

行政手続きなどを経てみなさんがつくったルールが完成します。

5. まちづくりの実現へ

みなさんがつくったルールをみなさんと市で運用します。

地区計画

良好な環境やまちなみを保全・形成するため、法律の一律な規制を補い、地区の実情に応じたまちづくりのルールをきめ細かく作ります。

地域のみなさんでまちづくりの目標や方針、それを実現するための具体的な基準を策定し、都市計画として市が定めます。

決めることができるルール

- 道路などの位置・形状
- 建築物の用途・高さ
- 建ぺい率・容積率
- 建築物の形態・色彩
- 塀やさくの高さ・種類
- 敷地の緑化率 など

※決めたルールのうち主なものは市が条例にすることで建築確認時の必要条件になります。



中野地区の地区施設道路



加古川工業団地地区に新たに立地した建物

田園まちづくり

人口減少が進んでいる市域北部の市街化調整区域において、田園集落の環境の保全や地域の活性化を図るため、地域のみなさんでまちづくり方針や土地利用計画などの田園まちづくり計画を策定します。

計画の実現に向け課題解決に必要な建築物の立地を可能とする区域を定め、市が認定します。

決めることができるルール

- 建築可能な場所・用途
- 道路の位置・形状
- 建築物の形態・色彩
- さくの高さ・種類 など

※市街化調整区域でもルールに適合すれば建築物を建てることができます。



上西条地区の宅地開発



高畑地区のコスモス祭り

景観まちづくり市民協定

良好な景観を形成、維持、保全するため、地域の皆さんで必要な事項を協定として定め、市が認定します。

※景観に関する幅広い内容のルールを決めることができます。

決めることができるルール

- 建築物の意匠・材料・色彩
- 敷地の緑化 など

※協定で定めたルールの運用は、地域のみなさんで行います。市は、定めたルールが守られるよう、その地域での建築行為や開発行為について指導を行います。

道路整備協定

防災機能向上のため、沿道住民と市が4m未満の狭あい道路の拡幅計画等に関する協定を結びます。

※沿道にお住まいの方が建替えの際に敷地を後退し、市が簡易舗装を行います。沿道のすべての敷地後退が完了後、市が道路を整備します。

決めることができるルール

- 将来の道路幅員と形状
- 歩道の有無 など